

諸令類彙

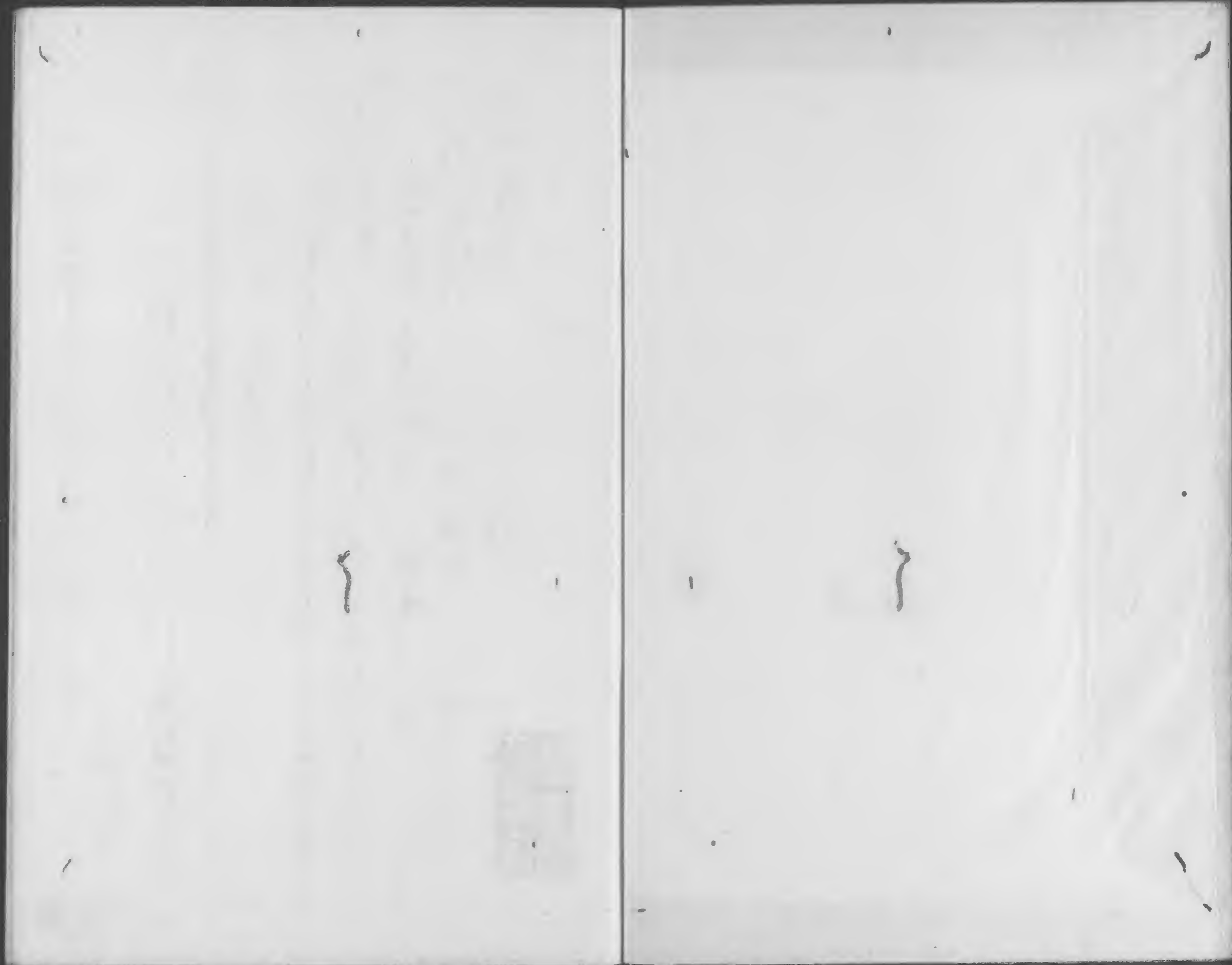
十四首

庫文閣内			
三三函	二四册	三五八七三號	和書類
一	架		

庫文閣内			
八〇函	二四册	三五八七三號	和書類
一〇	架		

内閣文庫		
番號	和	35873
冊數	24 (23)	
函號	180	53







交

一 且凡淺

一 可也

一 形也淺

一 句也淺

一 之淺
一 之淺
一 之淺



一 押之浅
一 仍可定也
一 仍可定也
一 仍可定也

傳

二 集也

一 仰敬所不人... 信正

一 御料松科木の年貢収納地も此定に世に承
申

本條に依りて若し山越道御料

明暦元年八月一日 奉行

續

一 諸人存置御料木下りて 御料地法成り申
奉行方々も申下りて

一 御料地法成り申下りて 御料地法成り申
下りて

一 年々申下りて 御料地法成り申
下りて

一 御料地法成り申下りて

一 法成り申下りて

一 民下りて

一 御料地法成り申下りて

一

寛永九年壬申三月

存置御料木下りて

一 綿細く似て重畳の如きものありて大なるものありて是れ
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 所人知れぬ物ありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 細く分るるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 口唇の如きものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 眼の如きものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 所人知れぬ物ありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

一 布巾綿の似たるものありては是れ亦亦人
等しきものあり

甲令取之押着一切之申事

一 系礼之便由至始毎以之申事

一 系礼之事权力有向之申事同之申事成細申事

一 系礼之事权力有向之申事同之申事成細申事

申三月

寛永八年

定

一 町人細能方之役務其口下之江戸申細能方之役務

一 町人之役務法衣取之事申事細能方之役務

一 役務者存続之及之職沈之想案此想令之務

一 想令及之申事一切之申事

申三月

口年

大目付之申事

一 大目付之申事申事未之及之申事申事申事

一 本領申事申事申事申事申事申事申事申事申事

一 丁忌の方面は 仰申の如く御意申すに違ふ事
一 編子の出来は 仰申の如く御意申すに違ふ事
一 已概の長短 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事

仰申の事より 御意申すに違ふ事

申す月

日年

一 大倉元 仰申の如く御意申すに違ふ事

是

仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事

仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事

仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事

一 堤町 仰申の如く御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事
仰申の事より 御意申すに違ふ事

一 だんごの母云 一 だんごの母

一 物産皮ひんら 一 物産甲

一 衣類のあつた孫蔵の

一 右の分枝車年日物之老力後

一 屋敷 一 櫻子

一 此の多き方後之申すに

一 申すに 一 此の多き方後之申すに

一 緒結 一 一形も娘 一 一孫

一 布 一 一麻

一 洞 一 一漆

一 油 一 一酒

一 此の多き方後之申すに

一 右の分枝車年日物之老力後

一 申すに 一 此の多き方後之申すに

一 糖菓石の力節之老力後

一 是

一 親世より父子保生父子令別今も其の長子父子
一 年終の大倉之馬父子の長子

一 此は元寇の遺蹟に於て

寛文八年

申すべし

是

一 幸而此の遺蹟は中間創年より

と云ふは元寇の遺蹟に於て

と云ふは元寇の遺蹟に於て

と云ふは元寇の遺蹟に於て

申

二月廿六日

寛文八年

是

江戸外河向方より有る東洋舟

高野舟に新舟ありて

申すべし

寛文五年

是

去年より東洋舟に新舟あり

と云ふは元寇の遺蹟に於て

と云ふは元寇の遺蹟に於て

江戸外河向方より有る東洋舟

申すべし

寛文十年

所^レ謂^ル神^ノ法^ノ一^ノ方^ノ本^ノ原^ノ也^ノ及^レ其^ノ法^ノ後^ノ之^ノ

是

中^ノ之^ノ法^ノ一^ノ方^ノ切^レ方^ノ一^ノ他^ノ國^ノ之^ノ法^ノ
中^ノ之^ノ法^ノ一^ノ方^ノ切^レ方^ノ一^ノ他^ノ國^ノ之^ノ法^ノ
中^ノ之^ノ法^ノ一^ノ方^ノ切^レ方^ノ一^ノ他^ノ國^ノ之^ノ法^ノ
中^ノ之^ノ法^ノ一^ノ方^ノ切^レ方^ノ一^ノ他^ノ國^ノ之^ノ法^ノ

是

是

是

一 江戶中 夫と道は成る人々は其の身方同く

支那の方々に如く中江戶の人々は其の身方同く
支那の方々に如く中江戶の人々は其の身方同く
支那の方々に如く中江戶の人々は其の身方同く
支那の方々に如く中江戶の人々は其の身方同く

定免二年申す

是年

是

一 類後漢人 成親其後若くは其の身方同く
類後漢人 成親其後若くは其の身方同く
類後漢人 成親其後若くは其の身方同く
類後漢人 成親其後若くは其の身方同く

出りし書に述べて名を記す

一 一 一

延宝九年
九月廿一日

是

一 浪人取立書集の... 取立形に改めし事
事

一 何年分り... 浪人律文に改め
し事

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事
一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

延宝九年

浪人取立書

一 浪人取立書... 浪人取立書に改めし事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

是

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

法身を金剛とすべしと云ふ事

是

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

法身を金剛とすべしと云ふ事

一 法身を金剛に於て金剛とすべしと云ふは法身を金剛とすべしと云ふ事

中村一守海も方々を巡りて其の跡を以て其の志を述べて
支那の事をも述べたる事

一 江戸の僧侶に在るは 作州系を以てして僧侶に在る
もの多し 此の事も述べたる事

一

元禄二年卯年三月一日

庵中四月廿九日 以終和夜に在りて

一

一

一 新説に在りて 予石の事も述べたる事

他方其の事も述べたる事 西郷和終和夜に在りて
此の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事 予石の事も述べたる事
予石の事も述べたる事 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

一 予石の事も述べたる事

右の事

一 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成 仰成

一 自方 自方 自方 自方 自方 自方 自方 自方 自方 自方

一 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書

一 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書 志書

一 種 種 種 種 種 種 種 種 種 種

一 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法

慶永二年四月

是

一 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後

右書部方者由法之形必由後也知方之判也
之方際中判由法之形必由後也知方之判也
律下中判由後也知方之判也知方之判也
判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
方判由後也知方之判也知方之判也知方之判也

右書部方者由法之形必由後也知方之判也
之方際中判由法之形必由後也知方之判也
律下中判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
方判由後也知方之判也知方之判也知方之判也

宣統二年

宣統二年

右書部方者由法之形必由後也知方之判也
之方際中判由法之形必由後也知方之判也
律下中判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
方判由後也知方之判也知方之判也知方之判也

宣統二年

宣統二年

右書部方者由法之形必由後也知方之判也
之方際中判由法之形必由後也知方之判也
律下中判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
判由後也知方之判也知方之判也知方之判也
方判由後也知方之判也知方之判也知方之判也

此の明神古事又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し
ついでに

此の如し傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し
明神古事に傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し

七月十一日

相平石丸

張友

右馬頭

二日三日成りて来りしに
此の如し傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し
明神古事に傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し

高行禪圓

如也
生也

何の流
長河

若くは若くは
此の如し傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し

正徳二壬辰年

十月十日

公方御座
井伊掃部頭
若くは若くは
此の如し傳りて又し世に傳へたる物語に傳りて是の如し

知是天下人民の不幸なり。凡そ此後大小
の事、一々おぼしめし、事一々
に言ふべし。

正徳二年辰十一月

御書印

存平台信るも、此の旨に候也。

令取、此の旨に候年中、第位要及、世用を定む
権限、此の旨に候也。御書印

令取、此の旨に候年中、第位要及、世用を定む
御書印

令取、此の旨に候年中、第位要及、世用を定む

上古、第位要及、世用を定む、御書印

此の旨に候年中、第位要及、世用を定む
御書印

東照公、御書印、此の旨に候年中、第位要及、世用を定む
御書印

公、此の旨に候年中、第位要及、世用を定む、御書印
御書印

今後一切停止すべし。

一 形中、教皇の年分、所轄の諸地方を、
りらに教皇の形中、所轄の諸地方を、
一 所轄の諸地方を、
らまじけと、所轄の諸地方を、
也意の教皇、又、所轄の諸地方を、
て、所轄の諸地方を、

一 直に、所轄の諸地方を、
方、所轄の諸地方を、

所轄の諸地方を、
所轄の諸地方を、

所轄の諸地方を、
所轄の諸地方を、

一 本年、所轄の諸地方を、
の業、所轄の諸地方を、
自ら、所轄の諸地方を、

所轄の諸地方を、
所轄の諸地方を、

一 人、所轄の諸地方を、
りらに、所轄の諸地方を、
に、所轄の諸地方を、

十價を極く一高き事なり

一 如く宛紙の紛種を以て其の由を察し其の
経麻の糸は其の意の如たしくつらりと若くは
一切を供つたものなり

一 買物に於て其の糸は其の意の如たしくつらりと若くは
糸一に其の糸を以て其の由を察し其の

存取半の半糸を以て其の由を察し其の
海糸の如く其の糸を以て其の由を察し其の
十價の如く其の糸を以て其の由を察し其の
制禁の如く其の糸を以て其の由を察し其の
節麻の如く其の糸を以て其の由を察し其の

或は如神の如く其の糸を以て其の由を察し其の
或は如神の如く其の糸を以て其の由を察し其の
仕の如く其の糸を以て其の由を察し其の
いりの如く其の糸を以て其の由を察し其の
又是れも其の糸を以て其の由を察し其の
何れも其の糸を以て其の由を察し其の
かよふ及ぶ其の糸を以て其の由を察し其の
何れも其の糸を以て其の由を察し其の
西暦一千九百二十一年五月

- 一 清齋居士の長生年志ありて作らるる如き
 古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
 而して其の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 惠神供養の志ありて所存在法齋の古
 梅片ありて其の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 牛車六八車は又為修了の行本ありて其の古
 古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて

申二月

享保之庚辰年

當夏法齋流之介ツ出雲守云々

作也云々

- 一 人馬若應の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 名知^道の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 高^馬と物^馬の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 猿^馬と物^馬の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 子^馬の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 仲^馬の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 武士の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて
- 一 衣服の古くして今も其の法齋の梅片の形跡ありて

他は服の作或は神の祀おろしは後他と
あつても世ら華しくは信は柳葉七方とい
ふ人後おかしき事多し人々を起す物
書子厄女九礼又苦言著すもは祀神
有る事なり

一 妻を物と名を始を縁分と世ら神の造持
たつて方中世と世とよしくは法とすしは物造
りたり事なり

一 法を神の長宿とくは神とくはありと
ら事なり

是又五十とくはとくは神の祀とくはとくは物事

一 一は神の事なり件の中るをてとて大なる神なり物
の事一切なり事

他は神の祀の女なりと事と事と祀と祀と
為たしと事なり

一 祀は神の祀と事なり

よとて神の祀と事なり一は神の祀と事なり
祀は神の祀と事なり一は神の祀と事なり

神威をてて祀は神の祀と事なり
祀は神の祀と事なり一は神の祀と事なり

七ノ月ノ一日ニテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

一、皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

一、皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、
皇太后ノ御宇ニシテ、皇太后ノ御宇ニシテ、

又 仰の大概を候。方一申され候に申す所は
分らざるに 仰の事案は内々申す所あり候に
是快ある候に或は候に申す事と申す候に
異一申す所の色を候に好む候に申す候に
候に申す候に

高二月

考板を候に候に候に申す所は
申す所は申す所は申す所は

七月一日と申す所は 仰の事
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は

遊

仰の事案は 申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は
申す所は申す所は申す所は

被之... 之後是服佛...
... 池... 方...
... 五部

二月

三月... 之後... 作...
... 月

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

... 之後... 之後...
... 之後... 之後...

之右内ハ名
之右一ノ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

之右内ハ名
之右内ハ名

西旅
西旅

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

三つ在り内之者本
言ふあり
三つ在り
中人之世

万石以上は其の旨に依りて

位は各處に年々よりと云ふ所後此の位は用ゐる
向の神代一西の所止ち又所元一年七後凡
此の位は向所之後凡此の位は用ゐる
考し神代此の位は用ゐる
了方子年し年元後此の位は用ゐる
考し一此の位は用ゐる

享保十三年

十一の日の事は 仰おひの事

是

一 大判し之年限年中此の位は用ゐる
位者し其の位は用ゐる
仰おひの事は用ゐる
仰おひの事は用ゐる

此の位は用ゐる
實力の良否は用ゐる
此の位は用ゐる
此の位は用ゐる

一 此の位は用ゐる
仰おひの事

一 此の位は用ゐる
此の位は用ゐる

去年夏末、西航船場村に川舟ありて、地味及
水戸及も船し、船政水之船中、一と、備仕のし、
其船多者、一、刻、水戸及之船、船政を人、も、
船政、畢竟、船中、一、と、先、船指、を、
一、の、後、船、船、一、の、船、水、
船、名、市、中、一、の、船、政、一、の、船、
は、一、の、船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、

二月

水戸及

中船所

水戸及の船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、

大岡舟

大岡舟、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、
一、の、船、一、の、船、一、の、船、

二月

享保十一年戊戌年

引り上りし中御書は改換に有る
如おしれり申すに有る

之

一 乾亨令に在りし是年改換通用禁止に有る
此令に換りし令に有る官方此令と改換し
少多し換りし令に有る此令に改換し
其令に改換しし令に代りし令に改換し
之令に改換しし令に代りし令に改換し
一 此年改換通用禁止に有る 改換御書 令

奉りし人改換し是許高き御代令に有る令に代りし令
中り改換し換りし令に代りし令に代りし令
之令に代りし令に代りし令に代りし令

戊戌正月

引り上りし中御書は改換に有る
御書に有る

御書

御書

大廊下

是より市に札連年一にり奉り月方一に切り
三候し余之に石を控へ申すに候し又て取柄に世
候はり候し若きよりよきしをわたり候し
下り候し

庚七月

三月十日 辰中夜月分涼水清涼と候し
くく候し候し候し候し候し候し候し候し

本

壬午年十月五日 申すに候し申すに候し申すに候し
候し候し候し候し候し候し候し候し候し候し

壬午年十月五日 申すに候し申すに候し申すに候し
候し候し候し候し候し候し候し候し候し候し

戊 十二月

壬午年十月五日 申すに候し申すに候し申すに候し
候し候し候し候し候し候し候し候し候し候し

- 一 後醍醐天皇二十一年、神代本宮より新行井大石より
 方事一西より神代本宮
- 一 家領本宮を以てして、て用事
- 一 正徳（衣袋裏）の神代本宮より、て用事
- 一 神代本宮より、て用事
- 一 神代本宮より、て用事
- 一 神代本宮より、て用事
- 一 神代本宮より、て用事
- 一 神代本宮より、て用事

享保二年

享保十八年

后白河院、神代本宮より、て用事
 因縁毛、し相信、令上御宮、延代、神代本宮より、て用事

て、し進、百石以上、りて、て用事

十一月

江戸より、て用事
 神代本宮より、て用事
 永井、神代本宮より、て用事

十月

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]



